

## 忘れちゃいけない「認定鳥獣捕獲等事業者制度」の運用要件

文：鈴木正嗣（岐阜大学・応用生物科学部／「野生生物と社会」学会 副会長）



今年（2015年）5月29日から、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」が施行になった。この法律の論点等は随所で論じられてはいるが、やはり目玉は「認定鳥獣捕獲等事業者制度」であろう。これまで提唱されたきた「専門的・職能的捕獲技術者（いわゆる捕獲のプロ）」の育成や活動の推進につながる制度のためである。

巷では、認定事業者や所属する捕獲従事者の資質や認定方法に関する議論が活発であるが、個人的には静観を続けている。制度の浸透とともに競争原理がはたらき、資質に劣る事業者はいずれ淘汰される運命にあると考えるためだ。ただし、捕獲を発注する側（多くは行政機関）が、「当たり前の公共事業」として適切な計画や仕様書等を作成し、実施状況の監督等を行いつつ、適正な事業評価を下してPDCAサイクルを機能させる…との前提が成り立てばの話ではあるが。

この前提条件を考慮し、今の興味は、制度の転換期において発注側が備えるべき「確固たる意識や覚悟、熱意、迫力、責任感、倫理観、バランス感覚等をともなう職業意識」へと向かっている。発注する側の個人や組織において、このような「職業意識」をどうやって醸成し維持させるのか？

いま我々に求められているのは、昨今のちよつとした狩猟ブームや通り一遍の専門家配置論とは一線を画す、冷厳かつ実戦的な体制論と人材育成論およびそれらの実質化と言えそうである。



岐阜大学で開講されている「野生動物管理学入門」の授業風景。この授業は、ネットワーク大学コンソーシアム岐阜（<http://www.gifu-uc.jp>）の「社会人公開授業」として岐阜駅前のサテライトキャンパスにも配信され、行政職員や一般社会人も受講している。（写真提供：岐阜大学応用生物科学部附属野生動物管理学研究センター鳥獣対策研究部門）